

市長は、石岡地方斎場移転計画に合意できないとの理由により、かすみがうら市単独による火葬場整備を表明。これを受け、6月10日、20日、30日に緊急質問がありました。

## 緊急質問

# 宮嶋市長の考える市単独による火葬場整備の実現性を問う



**Q** 市単独の整備額は2億5千万円とのことで、火葬場の概略設計図まで出たが、財源捻出の方法を伺う。  
(山内庄兵衛 議員)

**A** 合併特例債を活用する予定です。これは建築工事費のみで、造成費等は入っておりません。

**Q** 周辺の同意が得られない場合、石岡地方斎場組合の整備負担金よりも多額になった場合、単独火葬場建設ができなかった場合、市長はどう責任をとるのか。(岡崎勉 議員)

**A** 責任論ですが、これだけの決断には相当の決意を持っており、政治生命をかけてやる覚悟です。できない場合は想定しておりません。

**Q** 市単独で整備する場合、具体的な候補地はどこか。(岡崎勉 議員)

**A** 市有地、公有地を優先し、千代田地区に2カ所、霞ヶ浦地区の無指定地区ということも一つ想定に入れる必要があると考えております。

**Q** 運営を業務委託すると言っているが、その点を伺う。  
(山内庄兵衛 議員)

**A** 市単独の場合、運営費は、業務委託のほうが安価と考えているため、委託による運営したい。

**Q** 今回の表明は、市民への説明もなく、明らかに、市長の単独行為であり、市民の不安をあおるものではないか。

市民から選ばれた公職者として、自らの決定と行動に説明責任を果たす義務がある。市民への説明をどのような方法で行うのかを伺う。(岡崎勉 議員)

**A** 市民の皆さんのが心のことなので、大体概略については、もう新聞報道等でわかっていると思います。

**Q** 市単独整備の場合、2億5千万円との新聞報道。石岡地方斎場移転建設と比較し、どのくらい安くできるのか?(栗山千勝 議員)

**A** 2億5千万円の概算見積もりは、極めて妥当である。構造は、鉄筋コンクリート造りであり、更に、安価な方法であれば、木造造りや鉄骨造りといった方法も可能です。あくまでも目安とするため、私が、業者から以前とりよせたものです。



**Q** 霞ヶ浦地区は霞ヶ浦聖苑を利用、市単独の火葬場整備の場合、合併要因ではない。このため、合併特例債の認定が未知数である。市長の財源の考えを伺う。(栗山千勝 議員)

**A** 合併特例債の妥当な方法として、霞ヶ浦地区も千代田地区も市単独の火葬場を等しく使うという考えのもとに財政計画や新市建設計画を立案すれば、合併特例債は十分使用可能であると考える。また、維持管理費等を考えれば、新火葬場は千代田地区と霞ヶ浦地区の両方で使用する必要がある。

**Q** 石岡地方斎場組合から離脱するのか。(栗山千勝 議員)

**A** 6月6日の管理者会議で、石岡市、小美玉市は石岡地方斎場移転建設を共同整備、本市は単独整備という方向で一致した。両火葬施設の完成前は、現施設を使用し、3市で運営していくため、新施設の完成までは、今のところ離脱は想定しておりません。

**Q** 合併特例債の活用の場合、石岡地方斎場組合から離脱しなければ、市単独の斎場整備はできないと考えるが、市長の考えを伺う。(栗山千勝 議員)

**A** 特例債は離脱が条件とは考えておりません。しかし、石岡地方斎場移転建設事業に対して、本市が今まで支出した特例債の取り扱いを、きちんと決めないことには、その先に進まないのは事実です。

## 石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議概要

(議員発議により提出され賛成多数で可決)

石岡地方斎場建設事業は、構成市の合意のもと、事業着手に至った事業であり、市民は、1日も早い完成を願っております。このため、平成23年3月4日、本市議会において「石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議」を議決いたしました。

ところが、平成23年6月23日、「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」において、同組合の分賦金が未納となっていることが判明。この分賦金(第1四半期分)は、納期限が平成23年5月25日であるにもかかわらず、「合意形成がなされた部分以外、支出を見合わせる」とし、支出保留の状態が続いていること、このこと事態、まさに法に反する裁量権の行使であり、明らかに妥当性を欠く、極めて不当なものと言わざるを得ない。

この分賦金は、平成23年同組合の第1回定例会で議決され、同組合規約第14条第2項では「分賦金は、組合議会の議決によって定め、関係市がそれぞれ負担するものとする。」と規定され、併せて、同条第3項では「前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納入しなければならない。」と規定されております。

かかる事態を憂慮し、当該特別委員会の審査では、「離脱が確定していない状況の中では支出すべきである」、「何を根拠に支出しないのか」「市長や執行部は法律等を準拠すべきだ」などの意見が噴出した。

これらを踏まえ、市長にあっては、当該特別委員会の審議経過を尊重し、法を遵守する立場である地方公共団体の首長であることを再自覚し、分賦金の請求に基づき、早急に支払うことを、かすみがうら市議会として、強く勧告するものである。

以上、決議する。

**Q** 我が市は、今まで石岡地方斎場移転建設事業に特例債を約9千万円支出。市長は、仮に市単独整備の総工費について4億円と言うが、支出した特例債が全額清算されない場合の費用に加え、繰上償還や交付税返還もある。市長の考えを伺う。

(栗山千勝 議員)

**A** 市単独で整備する場合、火葬場建設に要する費用と、繰上償還や交付税返還の費用も含め、4億円を上回らない努力をする。

## 単独火葬場整備に独走する宮嶋市長、議会決議を尊重せず 事業検証のため 特別委員会を設置

かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会

委員長：岡崎 勉

副委員長：加固 豊治

### 【委員会設置の提案理由】(議長発議により全会一致で可決)

石岡地方斎場の移転計画は、施設の老朽化や施設狭隘<sup>きょうあい</sup>のため検討が進められ、構成市の合意のもと、事業着手に至った事業であり、千代田地区の市民は、火葬及び葬祭施設の一日も早い完成を願っております。このような市民の願いを踏まえ、平成23年3月4日、市議会において、石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議を議決し、市長にあっては、同斎場の建設を計画どおり推進するよう決議したところであります。

しかし、かすみがうら市長は、これらの決議を省みず、先般の新聞報道では、平成23年6月6日の石岡地方斎場の臨時議会において、「単独整備に向けた計画を6月議会で、市民、市議会に説明する」と明言し、同組合離脱の姿勢を崩さず、混迷を深めております。

市政運営者は、信義誠実、適正手続、公正透明性の原則などを遵守する義務を担っており、それはとりもなおさず、行政行為は正しい事実認定を前提として行われるべきものでもあります。しかし、今回の顛末は唐突の一語に尽き、単独整備の概要が全く議会に知らされていないということです。

かかる事態を踏まえ、石岡地方斎場建設事業と(仮称)かすみがうら市斎場整備単独事業をそれぞれ精査し、あわせて、財政的な課題や事業推進の上の課題を洗い出し、どのように進めることができ最もこれらの原則にのっとっているか、議会みずからが検証することが求められております。

今、かすみがうら市は何が求められ、何をすべきか、それは言うに及ばず、災害復旧に全勢力を挙げて事業推進すべき時期でもあります。しかし、残念なことに、このような議論が続けられていることに対し、市民からは不満の声が寄せられております。

かかる緊急事態を憂い、市民の代表者である市議会として、かすみがうら市の信頼を回復するためにも、かすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を設置することを提案いたすところであります。

この特別委員会の設置につきましては、財政を所管する総務委員会と衛生事業の所管である産業建設委員会に所属する全議員で構成するかすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中も継続的に調査できることをいたしたいと思います。

中間報告します  
(6/23・6/28)

# 不透明な道筋！事業費の清算

## 石岡地方斎場建設事業に関する検証について

### 検証 1

#### ○石岡地方斎場建設事業の見直しに伴う経緯の検証

##### ■宮嶋市長の要求（平成 22 年 8 月 10 日）…石岡地方斎場組合管理者へ要請

- 一つには、セレモニー部分の建設を削減すること。
- 二つには、火葬炉 8 基を 5 基に縮減すること。
- 三つには、駐車場の駐車スペース（約 300 台）を縮減すること。

##### ■石岡市長と小美玉市長が譲歩（案）を提示

- 一つには、セレモニー部分の建設費は、石岡市と小美玉市が負担すること。
- 二つには、火葬炉は 8 基から 6 基に縮小すること。
- 三つには、予備炉 2 基分は、オープンスペースとして利用すること。

これに対し、宮嶋市長は、火葬炉 6 基（予備炉無し）と総額負担 4 億円以下の主張を崩さず、「市の火葬場の単独建設」を明言し、新聞報道に至る。

##### ■検証した中間報告

1. 管理者会議の会議録の報告では、『火葬炉の使用回数』の議論となり、石岡市と小美玉市は、住民サービスの確保の観点から 1 炉 2 回 / 日の火葬を説明、宮嶋市長は、効率性の点から 1 炉 3 回 / 日を主張。これらに対し、石岡市長らは、『一週間先とか、夕方や朝方の火葬はできない』として、『効率性だけを目指しては、市民サービスはできない』と力説。しかし、宮嶋市長は、この 3 回に固執し、離脱の要因となったことが判明した。
2. 常に、「市民サービス」を最優先にしている宮嶋市長であるならば、譲歩の余地を模索すべきとの意見が付された。
3. 宮嶋市長の公約は「石岡地方斎場の移転計画の見直し」であり、「石岡地方斎場組合からの離脱」ではないとして、強い指摘がなされた。

##### 石岡地方斎場移転事業（概要）

所 在 地：	石岡市染谷字中島 1749
事 業 費：	23 億円
敷 地 面 積：	58,241m <sup>2</sup>
延べ床面積：	3,200m <sup>2</sup>

（平成 23 年 6 月現在）

### 検証 2

#### ○茨城県内の斎場の現況と維持管理費の検証

##### ■茨城県内の単独火葬場の報告

1. 茨城県内の 20 箇所の単独火葬場について、現況報告がなされた。
2. 平成に建築された単独火葬場（日立市を除く）の建設費用は、すべて 10 億円以上であることが報告された。

### 検証 3

#### ○事業費清算に関する検証

##### ■茨城県市町村課との特例債の協議報告書

1. 県協議では、起債の繰上償還と地方交付税の返還が予想され、更には、8 月本体工事契約までに組合からの正式な離脱をしない場合、契約に対し、当初合意内容どおり相当の負担義務が生じる可能性があるとの報告だった。

##### ■石岡地方斎場組合との清算時期と繰上げ償還の時期とその根拠

1. 茨城県市町村課との協議では、前例もないため不明との回答だった。

##### ■繰上げ償還に伴う財源措置と地方交付税の返還措置の根拠とその時期

1. 留脱が仮定であるため、県では回答できないとのことだった。

##### ■石岡地方斎場組合への負担金の返還措置とその根拠

1. 同組合の解散手続きには、知事への届出が必要であり、かつ、財産処分については、地方自治法第 289 条により財産処分を行い、関係議会の議決を要すると報告があった。

##### ■検証した中間報告

1. 組合から離脱し清算しない限り、火葬場の単独整備に踏みきることには、問題があることが判明した。
2. 組合への分賦金の支出保留が判明し、早急に支出手続きを行い、責任を明確化すべきとの意見が付された。

中間報告します  
(6/23・6/28)

# 実現性に疑問視？ いまだ具体案を提示できず

かすみがうら市斎場整備単独事業に関する検証について

## 検証 1

### ○建設場所の検証

#### ■候補地

- 霞ヶ浦地区 1箇所・千代田地区 2箇所の候補地は、示されなかった。

#### ■検証した中間報告

- 候補地となり得る市有地は数に制限があり、なぜ提出できないのかとの指摘がなされた。
- 現時点で市民アンケートは予定がなく、地域説明会は実施する予定である。
- 報道発表を踏まえ、市民の不安を解消するためにも、早期に建設候補地を示し、地域説明会を開催し、建設見込みの可能性の有無を把握することが、必要であるとの意見が付された。

## 検証 2

### ○財源措置の検証

#### ■総事業費と年次計画

- 総事業費と財源内訳及び年次計画を求めたが、具体的な提案はなかった。

#### ■財源措置

- 具体的な、財源措置は提示されなかった。

#### ■検証した中間報告

- 合併特例債が対象となる根拠と手続きの説明を求めたが、現状のままでは、新市建設計画の見直しと石岡地方斎場建設事業の清算を行わないと、特例債の対象とならないことが判明した。
- 総事業費も算出されておらず、石岡地方斎場建設負担金と単独整備費の比較もできないため、単独火葬場整備のメリットは確認できなかった。
- 石岡地方斎場建設事業の清算について、本委員会より早期に調査するよう強い要請がなされた。

## 検証 3

### ○維持運営費の検証

#### ■維持運営費

- 市単独事業の場合の維持運営費の試算は、提出されなかった。

#### ■検証した中間報告

- 石岡地方斎場建設事業と火葬場単独建設の維持費を、比較検証すべきという意見が付された。

## 検証 4

### ○手続きと許可の検証

#### ■都市計画決定

- 順調に進んだ場合でも、都市計画決定に要する期間は、最低でも約 38 週間を要することが報告された。
- 「基本構想」、「新市建設計画」や「都市計画マスタープラン」等の見直しについても、相当の期間を要することが報告された。
- 都市計画決定上は、「鹿行地方斎場組合」の離脱の有無は問わないと回答であった。

#### ■検証した中間報告

- 都市計画決定に相当の期間を要することを踏まえ、都市計画決定の見込みを検証するよう要請した。
- 6月 30 日の本会議の緊急質問に対し、特例債の対象条件である「一体的整備」という観点から、「かすみがうら市の火葬場」として建設もあり得るとして、「鹿行地方斎場組合」の離脱も検討材料とする市長答弁があった。

## 検証5 ○計画案と見積書の検証

### ■計画期間

1. 本会議において、市長は平成25年3月末の完成に向けて、『政治生命をかける』と断言したが、既に7月に入ることを考えると、残り21ヶ月（約84週）である。
2. 計画日程の提示を求めたが、具体的な日程が示されなかった。

### ■総工費

1. 総工費の試算についても、具体的なものが示されなかった。

### ■2億5千万円の見積書

1. 株式会社より、市長提案の火葬場の工期は約40週との回答を得た。

### ■検証した中間報告

1. 都市計画決定と工事に要する期間のみでも、約78週間を要することが検証され、未だに候補地が示せない状況では、平成25年3月末の完成は見込めないと意見が出された。
2. その上、総工費も財源も示されないため、「建設に対する覚悟」に、疑問が投げかけられた。
3. 現時点において、平成25年3月末の完成は不可能に近い状況であることが予測されるため、実現性の有無について、早期検証を強く求めた。
4. 計画上の位置づけもなく、財源確保をどのようにするのか等、今後検証すべき点が多いことが判明した。

## 検証6 ○関係法律との調整の検証

### ■各種関係法律と手続き

1. 農地法、道路法、建築基準法、河川法、公害対策、消防法、下水道法、水道法、都市計画法等の許可手続きについて、報告がなされた。

### ■検証した中間報告

1. 関係法律の期間について報告を受けたが、具体的な建設候補地が特定されていないため、許可見込みが検証できなかった。

# 災害に強い水道の構築と経営改善のための 調査特別委員会

【委員会設置の提案理由概要】（議長発議により全会一致で可決）

委員長：川村 成二  
副委員長：栗山 千勝

本県は、3月11日の東日本大震災の被災地となり、本市でも多大な被害を受けております。一方、福島県第一原発事故により、安全の再確認、省エネの推進など、これまで類例のない大転換を迫られております。

ご存じのように、本市は水道の断水が続き、市民の多大な協力により、これらを克服することができました。東京水道の基本理念は、「つよい水道・やさしい水道・安心できる水道」であります。我が市においても、この「つよい水道」を構築するため、配水管の耐震化、緊急貯留システム、給水タンク車の整備、非常用電源の整備、霞ヶ浦地区と千代田地区のネットワークの再構築と強化など、解決すべき課題は山積しております。

一方、21世紀に入り、不況の影響もあって、水道事業の経営が大きな変革期を迎える。水の需要が低下し、収入が減少していることなど、十分に考慮しつつ、安全でおいしい水を省エネ化により供給できる「安心できる水道」をつくり上げていくことも念頭におく必要があります。

震災によって、人間は一人では生きていけないという当たり前のことを、身をもって知り、支え合う環境を存続すべきであり、また、この経験を風化させないためにも、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会の設置を提案いたします。

## 事実の確認

提出された書類より、次の事実が確認された。

①平成22年7月1日、「一級河川恋瀬川改修事業に伴う五輪堂橋改築工事に関する協定（案）」において、茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担による整備が、茨城県と石岡市とかすみがうら市において、事前合意されたこと。

②平成22年12月1日、協定書において、茨城県とかすみがうら市の二者負担の協定を締結、これにより、石岡市負担分4427万6千円は、かすみがうら市が負担することとなつたこと。

③平成22年7月22日の協定保留の理由は、「両首長間の協議」を求めるものであったこと。それらの裏付けとして、平成22年8月17日に、土浦土木事務所長と石岡市長が面談し、石岡市長より「斎場の問題が解決するまで五輪堂橋の協定締結を引き延ばすつもりはない。それなりの時期がきたら協定の締結には応じる」との見解を得てていること。

④平成22年8月23日、土浦土木事務所より石岡市の都市建設部長宛てに「9月3日までには協定を締結したい旨」文書にて通知されたが、9月3日に石岡市の連絡はなかつたこと。

⑤ヒアリングにより、9月15日に「かすみがうら市による負担の申し出」を行う前の8月お盆前後に、「かすみがうら市単独でも負担する旨」

を、土木事務所に伝えるよう、担当者に指示したことであり、このことから、9月15日前に、かすみがうら市による単独負担の意思が、事前に伝えられていたことが確認された。

⑥平成22年9月15日、土浦土木事務所長とかすみがうら市長が面談し、かすみがうら市長より「道路管理者（石岡市）が負担すべき費用の金額をかすみがうら市が負担してもよい」との申し入れをしたこと。

## 『五輪堂橋改修工事の協定に関する事項』に係る検査報告

（平成23年第1回定例会において、五輪堂橋改修工事の協定の締結に至る経緯及び負担のあり方について、  
地方自治法第98条第1項により、産業建設委員会で検査を行うことになりました。（議会だよりNo.25参照））

## 検査の結果

提出された書類の検査の結果、平成22年7月23日から平成22年9月15日までの約2ヶ月間、本件について、一度も、石岡市とかすみがうら市の公式な協議が存在していないことが判明した。

また、事実確認の⑤及び⑥でも記述したように、かすみがうら市長により、「茨城県とかすみがうら市の負担による整備」を申し出たことが起因し、平成22年12月1日、本協定締結に至つたものと判断せざるを得ない。

行政界の道路整備や橋梁整備は、隣接する地方公共団体が相互に負担しあい、整備促進することが適切であり、一般的であることは申すまでもなく、延いては、その行政努力が、かすみがうら市民の負担軽減を図ることになる。

さらには、隣接である石岡市とは、今後、広域的な整備も発生するであろうということも、念頭におかなければならぬ。

従つて、円滑な行政運営を進めると言う観点から、平成22年7月1日の原案を基本とし、改めて、茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担の協議を、速やかに行うべきであるとの結論に達した。

なお、平成22年7月23日から同年9月15日までの間、本件について、協議すべきところ、一度も、石岡市とかすみがうら市の公式な協議が存在せず、どのような理由により協定保留となつたのかも確認しておらず、適切な業務遂行がなされているとは判断しがたい。これらを踏まえ、今後の事務処理にあたつては、執行部内の齟齬を防止するため、経過や協議の記録を徹底し、併せて、一貫した説明責任が果たせるよう、執行部内の連携や透明性を図ることを指摘する。

「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議  
(委員会発議により提出され全会一致で可決)

# 石岡市との公式な協議なし 三者負担の協議を、速やかに行うべき



石岡市とかすみがうら市の行政界をまたぐ整備中の五輪堂橋

## 五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議

(議員発議により提出され賛成多数で可決)

平成 22 年 12 月 1 日に、茨城県とかすみがうら市との間に「一級河川恋瀬川改修事業に伴う五輪堂橋改修工事に関する協定書」が締結された。

この協定は、平成 22 年 7 月 23 日に、かすみがうら市長に宮嶋光昭氏が就任した後、平成 22 年 7 月 1 日に石岡市長 久保田健一郎氏と前かすみがうら市長 坪井 透氏との間に合意された事実と、それまでの経過を否定して、平成 22 年 9 月 15 日に、かすみがうら市長 宮嶋光昭氏が土浦土木事務所に同事務所を訪ね、茨城県とかすみがうら市の負担による整備を申し出したことによって締結されたものである。

本件協定が締結に至るまでの間を考察するに、当事者である石岡市には連絡協議をすることなく、宮嶋市長独断で二者協定を進めたことは、行政機関が守るべき信義誠実の原則を無視した行為であり、この結果、当市の負担が 4427 万 6 千円増える不利益をもたらしたことは、宮嶋市長の恣意的独断行政の結果によるものであり、地方自治の本旨から逸脱したものであることは明らかである。

地方自治の運営は、行政運営の諸原則に則り、目的とする住民全体の福祉の増進を最少の経費で最大の効果を挙げる、行政が要請されていることは言うまでもないことで、地方自治体の執行機関は、自らの事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する義務を負っているが、本件は正に義務に反する裁量権の行使であって、実質的に妥当性を欠く極めて不当なものと言わざるを得ない。

市長は、かすみがうら市政に対して、行政上の信義誠実の原則、適正手続きの原則、公正透明性の原則等を遵守する義務を負っているにもかかわらず、義務違反は明らかである。

行政行為は、正しい事実認定を前提として行われるべきものであるが、この度の行為は、今日迄の事実経過を無視し、社会通念上からも妥当性を欠き、最善の対応をとらねばならない義務をも意に介さない行為と言わねばならない。

この度の行政行為は、裁量権の範囲間にあろうとはいえ、その判断経過で、考慮すべきことを考慮せず、極めて恣意的に行われ、法の一般的原則の信義誠実の原則と条理上の公益原則にも反し、あまつさえ、市の財政負担を強いたことは、不当な裁量権の行使である。

地方自治体の長は、担任する事務の処理に当たっては、行政運営の諸原則の上に立って、地域の課題に対して自らの判断と責任において、効率的にその解決を図り、行政を誠実に管理し、住民の福祉を増進する施策を執行する義務を負っているもので、市長は、行政運営上の適正手続きの原則、説明責任の原則、公正透明性の原則を守るべきで、市長は、市長の行政執行の姿勢と、執行にかかる当委員会の指摘事項を真摯に受け止め、再びかかることのないよう、在るべきようを見定めて、市民の負託に応える市政を具現されることを強く勧告するものである。

以上、決議する。